十六　車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり
十七　写真フィルム及び印画紙
十八　宇宙飛行体（人工衛星を含む。）に用いられる推進薬
附則第一条中「水銀に関する水俣条約」の下に「（附則第四条において「条約」という。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第一条の改正規定　公布の日
二　次条及び附則第三条第二項の規定　令和六年七月一日

（特定水銀使用製品の製造の許可を受けるための準備行為）

第二条　この政令による改正後の第一条第十四号から第十八号までに掲げる特定水銀使用製品（水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品をいう。）に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次条において「施行日」という。）前においても、その申請を行うことができる。

（特定水銀使用製品の使用の制限に関する経過措置）

第三条　施行日前に製造され、又は輸入された前条に規定する特定水銀使用製品であって、当該特定水銀使用製品の使用が水銀に関する水俣条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第十二条の規定は、適用しない。

２　前項の承認を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。

経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

省　令

○総務省令第八十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第二項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月一日

総務大臣　鈴木　淳司

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

政令第三百四十五号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年十二月三十一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
財務大臣　鈴木　俊一

特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第三百四十六号

特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項第一号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改める。

附　則

この政令は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十二号）の施行の日（令和五年十二月三十一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一